

監 査 第 31 号

令和元年 9 月 10 日

三重県知事 鈴木 英 敬 様

三重県監査委員 山 口 和 夫

三重県監査委員 藤 根 正 典

三重県監査委員 野 口 正

三重県監査委員 内 田 典 夫

平成 30 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 7 月 31 日付け総務第 07-61 号で審査に付された、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度 三重県公営企業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

平成 30 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）の審査にあたっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼をおき、審査を行った。

2 審査の結果

（意見）

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められ、資金不足は発生していない。

記

【資金不足比率】

会計名	平成 30 年度	(参考) 経営健全化基準
水道事業会計	－%	20%
工業用水道事業会計	－%	20%
電気事業会計	－%	20%
病院事業会計	－%	20%

（注）各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。